第百十四条の二十四第一項第三号	及び	及び個人番号又は
第百十四条の二十四第二項	前項の届出書を提出する場合には	障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、受給権者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び障害共済年金の年金証書の記号番号その他必要な事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。この場合においては
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十七第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の二十七第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の二十七第二項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の二十七第二項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号	［略］	［略］
第百十四条の二十八第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の二十八第二項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の二十八第二項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］

［項を加える。］		
第百十四条の二十四第二項	前項の届出書を提出する場合には	障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、受給権者の氏名、生年月日、住所及び障害共済年金の年金証書の記号番号その他必要な事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。この場合においては
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二十七第一項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第百十四条の二十七第二項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第百十四条の二十八第二項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］